

■教育行政のポイント

バランスのとれた“教科書”

菱村 幸彦

12月20日、教科用図書検定調査審議会は、教科書検定の改善に関する審議のまとめ(以下「まとめ」)を公表した。これは文科省が進めている「教科書改革実行プラン」の第1弾である。

社会科検定基準の改正を提言

まとめは、検定手続きの透明化等についても提言しているが、メインは社会科教科書に関する検定基準と審査要項の改善の提言である。そのポイントは、次の2点だ。

第1は、公正・中立でバランスの取れた教科書の確保。具体的には、社会科の検定基準について、①未確定な時事的事象について記述する場合は、特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないこと、②近現代の歴史的事象のうち、数字など通説的な見解がない事項について記述する場合、通説的な見解がないことが明示されていること、③政府の統一的な見解や判例がある場合には、それに基づいた記述が取り上げられていること——等の修正を加える。

第2は、教育基本法等の目標の重視。教育基本法や学校教育法に示された目標に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件とするよう審査要項を改正する。

今回の改正について、一部のメディアは警戒感を示している。特に教育基本法に関する改正について、教育基本法の目標に反する重大な欠陥とは何を指すのか「あまりにも曖昧」(11月23日付け日経)とか、これでは「恣意的な検定になる危険がある」(11月19日付け朝日)などの批判を加えている。

実は、平成21年の検定基準の改正において、教育基本法との整合性を求める基準は、すでに織り込んでいる。例えば、検定基準の総則で「教育基本法

に示す教育の目標に基づき適切であるかどうかを審査するものとする」と規定し、また「各教科共通の条件」として「教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること」を定めている。

「恣意的検定」の危険はない

で、今回、まとめは、教育基本法に関して、検定基準でなく、審査要項(審議会内規)の改正を提言しているのだ。検定基準は、申請図書の記述の適否を審査する基準であるが、審査要項は、申請図書にどの程度の欠陥がある場合に、不合格とするかを判定する基準である。

以前、審査要項では、欠陥の程度と箇所を点数に換算し、1,000点満点で800点以上を合格としていたが、現行の審査要項は、①検定意見(つまり欠陥箇所)の数が申請図書100頁当たり80を超える場合、②教科書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや1単元または1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断される場合等を不合格にすると定めている。

まとめは、「重大な欠陥」条項自体の変更を求めるものではなく、「重大な欠陥」の例示として、教育基本法や学校教育法の目標等との関連を示すことを提言しているに過ぎない。つまり、判定基準そのものを変えるものではないから、メディアが懸念するような恣意的な検定になるおそれはない。しかも「重大な欠陥」条項はこれまで一度も発動されたケースはないという。教科書検定において、「重大な欠陥」条項の適用は、従来から慎重に行われているのだ。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●校長のために編まれた“読んで書き込む”スケジュール帳！

『校長 仕事ノート』

【監修】小島宏 【企画制作】教育開発研究所 A5判・約220頁／定価2,310円 2014年2月下旬刊行

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)